

平成24年3月2日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成24年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	(欠番)	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君
代表監査委員	清野精維君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻井 一夫 主 幹 佐々木 弘子

議事日程 (第1号)

平成24年3月2日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3月2日から3月15日まで14日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 報告第 1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 5 議案第 5号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について(朗読説明)

〃 第 6 議案第 6号 松島町建設審議会条例の全部改正について(朗読説明)

〃 第 7 議案第 7号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(朗読説明)

〃 第 8 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について(朗読説明)

〃 第 9 議案第 9号 松島町特別導入事業基金条例の廃止について(朗読説明)

〃 第10 議案第10号 松島町町税条例の一部改正について(朗読説明)

〃 第11 議案第11号 松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について(朗読説明)

〃 第12 議案第12号 松島町介護保険条例の一部改正について(朗読説明)

〃 第13 議案第13号 松島町営住宅条例の一部改正について(朗読説明)

〃 第14 議案第14号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について(朗読説明)

〃 第15 議案第15号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について(朗読説明)

〃 第16 議案第16号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について(朗読説明)

〃 第17 議案第17号 平成23年度松島町一般会計補正予算(第13号)について(朗読

説明)

- 〳 第18 議案第18号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について(朗読説明)
- 〳 第19 議案第19号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について(朗読説明)
- 〳 第20 議案第20号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算(第6号)について(朗読説明)
- 〳 第21 議案第21号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について(朗読説明)
- 〳 第22 議案第22号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第5号)について(朗読説明)
- 〳 第23 議案第23号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第7号)について(朗読説明)
- 〳 第24 議案第24号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算(第6号)について(朗読説明)
- 〳 第25 議案第25号 平成24年度松島町一般会計予算について(朗読説明)
- 〳 第26 議案第26号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第27 議案第27号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第28 議案第28号 平成24年度松島町介護保険特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第29 議案第29号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第30 議案第30号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第31 議案第31号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第32 議案第32号 平成24年度松島町下水道事業特別会計予算について(朗読説明)
- 〳 第33 議案第33号 平成24年度松島町水道事業会計予算について(朗読説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城

ほか1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、13番後藤良郎議員、14番片山正弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの14日間に決定をしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、条例改正等が12件、平成23年度補正予算が8件、平成24年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成23年12月12日以降の町政の諸報告につきまして、

簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月12日には第4回松島町議会定例会を招集し、16日までの会期において、松島町震災復興基金条例の制定、松島長松苑デイサービスセンターの指定管理者の指定及び各種会計補正予算について、ご審議をいただき、ご承認をいただきました。

12月12日には議会全員協議会において、コミュニティーセンター整備事業、高城集会施設計画及びパノラマハウスの耐震診断結果について協議させていただきました。

12月18日は本県を会場に、第31回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、松島町中央公民館前をスタートし、仙台陸上競技場へ向かうコースの大会に33チームの選手が出場し、冬の宮城路を駆け抜けたところであります。

12月28日には、第12回松島町震災復興推進本部会議を開催し、松島町震災復興計画を策定したところであります。

1月9日には、成人式を挙行し、新成人178人の門出をお祝いしております。

1月26日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、松島町副町長の選任に係る同意及び平成23年度補正予算等について、ご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、松島町の防波堤の整備高、役場庁舎の災害調査の中間報告9う等4件について報告させていただきました。

2月4日、5日には、第34回松島復興かき祭りが開催され、2日間で約6万7,000人が来場しました。震災の影響により、松島産のカキの生産が少ないため、日本三景の宮島広島産、天の橋立京都舞鶴産のカキの提供をいただき、地元松島産のカキと食べ比べが楽しめる特別なお祭りとなり、会場は盛り上がりました。

2月10日には、議会全員協議会において、松島町第5期介護保険第1号被保険者保険料改定について報告させていただきました。

2月18日には、東日本大震災の復興に向け、平野復興大臣、宮城県知事等との意見交換会が行われ、本町のまちづくりの現状と課題について説明したところであります。

2月20日には、埼玉県滑川町の退職議員会及び一般町民130名が復興支援ツアーとして来庁し、松島海岸商店街での買い物など、本町の復興にご支援をいただいたところであります。

2月27日には、ことし10月に開催されるねんりんピック宮城・仙台2012に向け、松島町実行委員会設立総会及び第1回総会を開催したところであります。

2月28日、29日には、行政区長移動研修会を実施し、自主会組織によるまちづくりについて先進地の視察研修を行ってきたところであります。

次に、要望等についてであります。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への早期対応を求める要望ほか1件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。12月20日、1月25日、2月24日に例月出納検査、2月24日に平成23年度定期監査下半期の報告をいただいております。

請願・陳情等の受理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。2月20日に愛知県蟹江町議会より来庁しております。

会議等であります。12月12日の平成23年第4回松島町議会定例会を含め総件数38件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。2月1日に第109号を、3月1日に号外として、平成23年度議会報告会まとめが発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには大変ご苦労さまであります。

委員会調査についてであります。1月30日に議会広報発行対策特別委員会が利府町議会へ議会広報編集等について調査しております。

また、第2常任委員会が2月13日から15日の日程で、愛知県武豊町、東浦町、蟹江町へ、同じく2月16日から18日まで、第1常任委員会が岡山県倉敷市、それから矢掛町を視察しております。

議員・委員派遣についてであります。1月20日に、二市三町議長団連絡協議会、議員研修会が開催され、11名の議員を派遣し、1月23日には、宮城黒川地方町村議会委員会研修へ2名の委員長を派遣しております。

1月24日には、宮城県町村議会議員講座へ7名の議員を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、平成23年12月19日、第4回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催をされましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。

会議の場所につきましては、宮城東部衛生処理組合事務所3階大会議室において行われました。

初めに、管理者の菊地健次郎多賀城市長の方から行政報告がございまして、11月28日早朝、森郷の埋め立て処分場において発生した火災の消火活動及び鎮火についての報告がございました。今後、埋め立て廃棄物からの発熱を抑制するため廃棄物の積みかえを行うことが報告をされております。

続いて、平成23年度ごみの搬入状況及びダイオキシン類濃度の測定結果等について報告がございまして、さらには各施設が順調に稼働しているという内容が報告をされました。

会議に提案をされました議案でございますが、平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第3号）でございます。

議案の概要といたしましては、平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加し、予算総額を8億9,345万9,000円とし、資源物及び粗大不燃ごみ、前処理業務ほか3件の業務について財務負担行為を設定する内容でございました。

主な補正内容といたしましては、歳入ではごみ処理負担金が2,813万8,000円、本町分として286万7,000円の減額となったほか、災害廃棄物仮置きに係る維持管理経費の特別負担金の追加増額857万1,000円、本町分の追加分で357万6,000円、また、アルミ缶等の資源物売払収入で550万円の増、容器包装協会より配分される再商品化合理化配分金で1,468万2,000円の追加配分があったことなどが主な内容でございました。

歳出では、家庭より排出をされる一般ごみが10%程度増加していることなどによりまして、塵芥処理経費で897万6,000円の増。さらには、人事院勧告による人件費の減額599万3,000円が主な内容でございました。補正予算の第3号につきましては、全員賛成で可決をした内容でございました。

以上で、宮城東部衛生処理組合議会の定例会の報告を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 塩釜地区環境組合議会の報告をいたします。

組合議会は、12月20日、1日を会期として開催をされました。

事件は、平成23年度塩釜地区環境組合会計補正予算についてでありました。

補正の内容について、今次の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万6,000円

を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億306万6,000円とするものであります。

歳入内容については、746万6,000円が増額となるもので、諸収入に災害救助法による火葬料が減免され、その減免分が国費で充当されたものであります。火葬料の被災者の減免内容は市町村別に次のとおりでありました。仙台市86件、石巻市22件、女川町6件、東松島市55件、亘理町2件、合計214件でありました。二市三町分は多賀城市68件、松島町6件、七ヶ浜町58件、利府町5件、合計137件、204万5,000円でありました。区域外二市三町の総計は351件でありました。

次に、歳出であります。

総務管理費で、斎場管理の職員、パート賃金、燃料、光熱水費等に充てられたものであります。

以上、簡略にご報告いたしました。終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 塩釜地区消防事務組合議会の定例会の報告をさせていただきます。

開催日時は、平成23年12月20日火曜日、午後1時からでございます。会議場所は、塩釜地区消防事務組合消防本部の会議室です。

概要は、まず、管理者であります佐藤塩竈市長より行政報告等があり、議案審議に入りました。提案された議案は以下の3つでございます。1つ目は、議案第14号平成23年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第3号）、これは、歳入歳出それぞれ2,130万1,000円を減額して歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億4,663万8,000円とするものでございます。2つ目は、議案第15号平成23年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）です。歳入歳出それぞれ313万2,000円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,051万4,000円とするものでございます。3つ目は、議案第16号平成23年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計補正予算（第1号）です。これは、歳入歳出それぞれ77万6,000円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ282万6,000円とするものでございます。

以上、3議案とも決算体制に向けての各款項予算の調整を行い、議案第14号について地方債の変更を行うとともに、年度内に契約行為を必要とする事項について、債務負担行為を行うものであり、3件とも可決されました。

一般質問は1名の議員が行いました。

また、議会終了後、議会運営の確認事項について、全議員参加のもと、約1時間近く懇談いたしました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 宮城県後期高齢者医療広域連合議会についてご報告をさせていただきます。

去る2月9日木曜日、宮城県自治会館におきまして、平成24年第1回定例会が開催されました。

今次の定例会においては8議案が提出されましたが、その中で最重要案件は本医療制度施行満4年を経過しての保険料の2年おきの改定に関するものでありました。保険料改定の理由は、1、本県の後期高齢者被保険者が、平成23年度の26万9,000人から、平成24年度は27万5,000人に、そして平成25年度には27万6,000人へと増加する見込みであること。2、現役世代の減少に伴って高齢者負担率が上昇すること。3、被保険者1人当たりの医療給付費が平成23年度の76万7,000円から、平成24年度は約78万7,000円に、そして平成25年度には約80万7,000円へと上昇する見込みであること。4、その所得が逆に減少する見込みであること等によるものであります。

以上の事由を勘案して、平成24、25年度の保険料を積算すると現行より14.7%アップせざるを得なくなりますが、国の方針はそれをなるべく低く抑えとのことであり、保険料を高くせざるを得ないとしても、それをいかに抑制するかということが本案件のポイントでありました。結論としては、くにの財政安定化基金を最大限活用して、それを2カ年度分で29億円及び広域連合の剰余金を2カ年度分で10億円導入することにより、被保険者1人当たりの平均保険料額を平成22、23年度の7万3,171円から、平成24、25年度は7万5,417円へ3.07%、2,246円のアップにとどめるというものであります。そして、以上を骨子とする条例改正及びそれに基づく平成24年度予算、すなわち広域連合の運営費用を主なものとする一般会計予算が、平成23年度比14.1%、1億2,252万6,000円増の9億9,069万8,000円、保険給付費がほとんどを占める特別会計予算が、平成23年度比1.2%、27億618万9,000円増の2,194億7,036万7,000円について、賛成多数で、本制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきとの相変わらずの少数反対意見もありましたが、賛成多数で、一部は賛成全員で8議案すべて原案可決されました。

ところで、今次定例会の会議冒頭におきまして、広域連合議会議長の選挙が行われました。

前任議長の大泉鉄之助仙台市議会議員の広域連合議会議員の辞職に伴うもので、新たに仙台市議会選出議員の野田譲氏前仙台市議会議長を指名推選により選任いたしました。

また、組織体としての広域連合のトップである連合長は奥山恵美子仙台市長であります。副連合長は前任の佐々功悦美里町長にかわって、鈴木勝雄利府町長、宮城県町村会会長が選任されました。

最後に、雑則の報告であります。広域連合議会は県内全35市町村議会より1名ずつの議員、35名で構成されておりますが、4会派に分かれております。すなわち、市域割で県北、県央、県南の3会派及び日本共産党の1会派であります。

そして、質疑や一般質問に際して、会派の人数割合による時間配分のもと代表質問制がとられております。今回、各会派の会長、副会長の改選があり、私の所属する県央会派におきましては、会長に多賀城市の米澤まき子議員、副会長に不肖、私、緑山が選任されました。今後も後期高齢者医療保険制度の抑制につきましては注視を怠らず、強い関心を持ち続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。報告事項を朗読させます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第1号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成23年12月15日午前8時25分ごろ、松島町根廻地内の国道346号を走行中、町営バスの車両に貼りつけていたマグネット式看板がはがれ、後続車へ接触し、相手方車両が損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 和解内容及び損害賠償額

町は、[REDACTED]氏に対し、損害賠償（車両修理費）として7万5,528円を支払うものとする。

2. 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成23年12月15日午前8時25分ごろ、松島町根廻地内の国道346号を走行中、町営バス車両に貼りつけていたマグネット式看板がはがれて後続車へ接触したため、相手方車両が損傷しました。これに関して、車両修理費として相手方に対し、損害賠償額7万5,528円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成24年2月1日専決処分をいたしましたので報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項についてであります。質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。

今回、このマグネットの看板がはがれてというので、よく高速道路や何かで、あれは高速ですから80キロ、100キロ飛ばしていくわけですが、そのときフロントガラスが割れたよと、そういうようなことも聞いたことがありますけれども、この事例ですけれども、松島町、こういうことが今まであったのかどうか、どうなのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今のところこれ1件ということなんですけれども、実際、マグネット式ということなんですけれども、バンパーにきれいになっていればいいんですけれども、若干でこぼることかそういうのがあるということがあればこういう状態になるのかなということなので、点検は当然今までも怠らなかつたんですけれども、なお点検を重点的にすると。今回こういう事例があったということなので、外に張らないで、しなければならぬ車両とかバスとかありますから、その場合は中のガラスに吸盤でという形で今対処しております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） その方が一番安心かなと思いますね。中に入ればそういうこともないと

いうふうなことで、こういう事例がありますと、やはりほかのことも心配ということもありますので、ほかのバス、そういうのも点検などをしていただければいいのかなと。

それから、このマグネットというのは大体どのぐらいもつものなんですかね、外に張って。そして、これは聞くと立て看板と一緒にだと、のぼり、のぼりと一緒の感覚でやらないとだめなんだよと。ということは、のぼりというものは、1日24時間出しっ放しにするとやはりふけてだめになると。このマグネットも同じことで、仕事が終わったらはずし、朝になったら張る、このようにしないとだめなんですよというようなことを聞いていますけれども、どの辺までの指導をなさっていたのか、今後このようなことがないようにお願いしたいと思えますけれども、どのような指導を行っていたんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然、一番はバスが安全走行できるかということを重点的にしておりますけれども、こういうマグネット式、そこまで重点的に一個一個していたかというのと、この事故が起きる前は詳細にそこまでということは徹底していなかったと思います。ですから、今後磁気の対応年数というか、力の関係もありますので、そういうのも再度点検をしましたけれども、なお安全確認の中で安全運転のためにはそれも含めて、今後徹底したいと思います。

○議長（櫻井公一君） ちょっとすみません。だれかテーブルのスイッチ入りっ放しの方おりませんか。いいですか、ハウリングしているのです。

その他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ついでだからちょっと言うておきますが、町長、これは提案理由書いてもらったのを読んでいるからわからないんだと思うのでありますが、議会の180条第1項の規定に基づいてすることができる規定なんですよ、これは。だから、こここのところに議会の議決により指定された町長の専決処分事項としてと入れてもらったんですよ。提案理由は町長、そうでないんですよ。余計なことを言うようですが、町長すっかり見なさい、これから。条例そのものは、報告事項はそういうふうに書いているんですよ。直せと言ったから直したんですよ。そうしたらこれも直さなければいけませんよ。いいですか。苦言を呈しておきます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、報告の中で地方自治法第180条の第1項ということで、松島町でも包括指定分ということで町長の専決事項の指定ということで議会の議決をいただいております。ここの中でも表に改めてというか、そこが必要だということで載せましたけれ

ども、提案理由の方もそれに伴っていなかったということなので。

○議長（櫻井公一君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第5 議案第5号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第5号

松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

松島町東日本大震災復興交付金基金条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業の実施に要する経費の財源に充て、東日本大震災から円滑かつ迅速な復興を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松島町東日本大震災復興交付金基金を設置する条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第6号 松島町建設審議会条例の全部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第6号松島町建設審議会条例の全部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第6号

松島町建設審議会条例の全部改正について

松島町総合計画審議会条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第6号松島町建設審議会条例の全部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、内容が総合計画の審議が主であるため、実態に合うわかりやすい題名に改正を行うものであります。

また、総合計画に係る審議の充実を図り、より多くの意見を聴取するため、委員総数及び委員区分の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第7号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第7号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第7号

松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第7号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、松島町建設審議会条例の改正及びスポーツ基本法の施行に伴い、当該条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成18年4月に改正した給与構造改革による給料の切りかえに伴う経過措置を平成24年度に限り半額に減額し、平成25年から支給しないこと並びに平成24年4月の若年中堅層職員の昇級号俸の回復等について、条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては副長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回の条例に関する説明資料の中に簡単に書いてありますけれども、大きい点は2点あります。第1点は、平成18年4月二給与構造改革によって給与表そのものが切りかえになったと。今まで使っていた18年の給与表から新しい給与表になったという、その経過措置の減額及び廃止ということです。もう1点は、4月1日、それに伴う若年層、中間層の抑制されていたその分の号俸の改定でございます。

まず、1点目の経過措置の減額廃止ということなんですけれども、これは給与によって大幅な見直しが行われましたけれども、その時点でもらっていた給与分が給与表が変わると減額になったと、その分を保証しますよというのが今までの経過措置でございます。では、松島町で実際対象者が何人いるかというと37人が該当しております。では、幾ら減額になるかというと年間で大体250万円ぐらいが減額になります。その経過措置で、その原資を今まで若

い方々が、号俸を普通は上がる分を1号俸とか2号俸、ここに書いてありますけれども、抑制していたと、抑えていたという分を今回回復するというので、ここに書いてありますとおり42歳から36歳ということであれば1号俸上がると。36歳未満であると2号俸今回上がると。要するに、だんだん元に戻していくということでございます。対象者が、まず36歳未満、下の欄ですね、それが39名。あと上の欄の1号俸が36名、合わせて75名です。この分で幾らかという、大体330万円が逆に増になるということで、松島町であればトータルすると増額になる。これは人事院勧告に伴う勧告ですね、それをうちのほうでも準拠して同じようにやっていくと。基本的には、若年層、中間層をなだらかに上げていくと。50歳以上の方々を基本的には下げていくよというのが18年度からの公務員の給与のあり方でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第9号 松島町特別導入事業基金条例の廃止について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第9号松島町特別導入事業基金条例の廃止について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第9号

松島町特別導入事業基金条例の廃止について

松島町特別導入事業基金条例の廃止する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第9号松島町特別導入事業基金条例の廃止について提案理由を申し上げます。

昭和53年度に肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉向上に資するため、国、県及び町が基金を造成し、高齢者等に一定の期間貸し付けた後に譲渡する事業として実施しましたが、国の制度改正により事業が終了し、当該基金の残額のうち、国、県の交付金相当額を県と協議の上、返還してまいりましたが、本年をもって返還が終了したことにより、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第10号 松島町町税条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第10号松島町町税条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第10号

松島町町税条例の一部改正について

松島町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第10号松島町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の向上の変化に対応した税制の構築を図るための地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されたことに伴い改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、法人実効税率の引き下げによる県たばこ税との税率調整に伴う町たばこ税の税率を旧3級品以外で1,000本につき4,618円から5,262円、旧3級品で2,190円から2,495円に引き上げるものであります。

また、個人町民税退職所得10%の税額控除の廃止、東日本大震災からの復興財源確保に係る臨時特例措置として平成26年度から平成35年度まで個人町民税の均等割額の税率を500円加算する特例を新設するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、手元にあります松島町町税条例の一部改正に伴う条例新旧対照表、それから条例に関

する説明資料、それから資料ということで各条文について資料があります。この3つを使いながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、新旧対照表の第95条たばこ税の税率であります。これにつきましては、説明の中にもありましたように、法人税率の改正によりということであります。このことにつきましては、皆さんご存じのとおり5%下がるということになります。そうすることによりまして都道府県、それから市町村の法人住民税、これが下がります。それから、課税のベースの拡大ということで都道府県の法人事業税、これがどちらかというと増収になります。県のほうは減収と増収という形になります。市町村は減収だけという形になります。ここのところを調整するために今回出てきたのが95条のたばこ税の税率、全体の税率は変わりませんが、地方たばこ税の県の分と町に分でこの分をわけで調整しましょうという形になります。それが1,000本当たりで644円、これを県の、簡単に言えば、持ち分から町のほうにという形になります。

同じくこれに関連するもので、附則になりますけれども、第16条ですね。これも同様な形で改正するものです。では、これによりまして町の影響はどのようになるかということでお話をさせていただきます。それは旧3級品以外と旧3級品あわせてお話をさせていただきます。

県から町のほうに来る分、配分が変わることによって町としては、金額で、平成24年度の予算ベースでお話をさせていただきますが、大体1,340万円ほどふえる、増のほうになると。それから、逆に法人町民税のほうではこのことによって大体420万円ぐらい減になると、合わせると920万円ぐらい増になるという形になります。ただし、これはたばこ税ですので伸びようによっては今後随分変動があるのかなというふうな気はしますが、内容的にそういう形になります。

次に、第9条であります。これは削除ということでありましてけれども、法人町民税の退職所得の10%の税額控除を廃止しますよと。この計算例につきましては資料の真ん中あたりに、計算例をもって、勤続年数25年、それから1,500万円の退職手当があった場合で比較をさせていただきます。結果として、この10%税額控除がなくなると1万500円ぐらいふえるよという形になります。この条例の廃止につきましては、今回の大震災によりまして復旧、それから復興事業に、国の試算ですけれども、大体19兆円ぐらいかかるというふうに見ております。そのうち0.8兆円ぐらい、これを地方税において、地方の自治体にみずから財源を確保していただくというような考え方でこの10%の控除と。10年間で試算しますと大体0.2兆円になります。そういう感じでこの廃止が9条で行われております。これについて、影響まで見てみますと、平成22年度の決算ベースでちょっと見ますと大体48人で81万円ぐらいかなと

いうふうに試算はしております。

次に、附則の第16条の2、これは先ほど言いましたように、旧たばこ税の話と同様の内容によってたばこ税、ここで改正しております。

附則の第22条関係につきましては、地方税法施行令等々の改正によって整理をさせていただいております。

次に、附則の第25条になります。これも先ほどお話ししました東日本大震災に係る財源確保という意味で、10年間になります。均等割の分、3,000円から3,500円というふうに500円を上げるという形になります。これが先ほどの退職所得のもので、先ほど0.2兆円と言いましたけれども、これでいくと大体国としては0.6兆円、これで確保しますよというふうになっております。この住民税と先ほどの退職所得を合わせた0.8兆円が地方負担分としてというような言い方になっております。

なお、個人住民税の均等割を500円を上げておりますが、あわせて県民税、これも500円というふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第11号 松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第11号松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第11号

松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について

松島町子ども医療費の助成に関する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第11号松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について提案理由を申し上げます。

乳幼児医療費の助成について、入院対象年齢を15歳に達する属する年度末まで拡大すること

に伴い、松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部を改正し、松島町子ども医療費の助成に関する条例を定めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第12号 松島町介護保険条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第12号松島町介護保険条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第12号

松島町介護保険条例の一部改正について

松島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第12号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、介護保険法に基づき、第1号被保険者の介護保険料に関し定めているものであり、介護保険事業計画の見直しにより保険料基準額の改定に伴い、各所得段階ごとの金額を改定するものであります。

また、介護保険施行令及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、低所得者の負担軽減対策としまして、所得段階第4段階者のうち一定の要件を満たす場合に保険料の引き下げを行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第13号 松島町営住宅条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第13号松島町営住宅条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第13号

松島町営住宅条例の一部改正について

松島町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第13号松島町営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「公営住宅法」の一部が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、地域主権改革の一環として、国の法令による規制を廃止し、自治体の裁量にゆだねることを目的に、公営住宅に入居する際の同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されますが、町営住宅への入所希望者が多いことや間取りが世帯向けであることから、引き続き単身入居への制限を設けるために同要件を維持するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第14、議案第14号から日程第16、議案第16号までは、規約の大河原町外1市2町保健医療組合の名称変更に関する議題であり、関連がございますので、一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第14 議案第14号から日程第16 議案第16号

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第14号から日程第16、議案第16号までを一括議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第14号

宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年4月1日から、大河原町外1市2町保健医療組合の名称をみやぎ県南中核病院企業団に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合格約（昭和37年宮城県市町村職員退職手当組合格約第3号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第15号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成24年4月1日から、大河原町外1市2町保健医療組合の名称をみやぎ県南中核病院企業団に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第16号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成24年4月1日から、大河原町外1市2町保健医療組合の名称をみやぎ県南中核病院企業団に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 続いて、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第14号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第15号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、議案第16号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について提案

理由を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、平成24年4月1日から、構成団体である大河原町外1市2町保健医療組合の名称がみやぎ県南中核病院企業団に変更することに伴い、地方自治法の規定により議会を議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案第14号から議案第16号までの議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議事進行上、ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第17 議案第17号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第13号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第17号平成23年度松島町一般会計補正予算（第13号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第17号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第13号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,595万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第17号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

歳出につきまして、10ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、宮城黒川地方町村議会議長会負担金について、東日本大震災の影響により引き下げられたことに伴い減額するものであります。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、職員人件費等を精査し減額するものであります。

3目広報広聴費につきましては、広報紙発行経費の確定に伴い減額するものであります。

6目財産管理費につきましては、当初解体予定の普通財産建物が東日本大震災に伴い被災し、環境省の損壊家屋解体事業により実施となることから減額するものであります。

8目企画費につきましては、震災復興計画策定経費等の精査及び平成21年度から繰り越しし実施しておりました地域活性化きめ細かな交付金事業の確定に伴い、過交付分を返還するものであります。

12ページをお開き願います。

2項1目税務総務費及び3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴い減額するものであります。

4項3目宮城県議会議員選挙費につきましては、選挙費委託金及び執行経費の確定に伴い補正するものであります。

14ページをお開き願います。

6項1目監査委員費につきましては、宮城黒川地方町村監査委員協議会負担金について、東日本大震災の影響により引き下げられたことに伴い減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員人件費の精査及び東日本大震災によって亡くなられた方が関連死として新たに認定されたことに伴う災害弔慰金の増並びに東

日本大震災による災害援護資金貸付金が当初の見込みより少なかったことに伴い補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、更正医療及び補装具等の利用の増加に伴う障害者自立支援給付費の増並びに東日本大震災による医療費の一部負担金免除に伴う心身障害者医療費助成の利用者減分を減額し、平成22年度の障害者医療費の確定に伴う返還金を補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、特別敬老祝金等事務事業の精査に伴い減額し、後期高齢者医療保険保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。

3項1目災害救助費につきましては、災害廃棄物処理事業に伴う手数料及び委託料並びに災害廃棄物仮置き場重機使用料、損壊家屋等解体工事費等を精査し、また、住宅応急修理事業及び一部損壊住宅修理事業の申請件数に伴う精査並びに東日本大震災によって亡くなられた方が関連死として新たに認定されたことに伴う埋火葬費について補正するものであります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、国からの繰り出し基準に基づく水道施設災害復旧事業等を精査し減額するものであります。

18ページをお開き願います。

2項1目塵芥処理費につきましては、宮城東部衛生処理組合で処理しておりますペットボトル及びプラスチック製容器包装の配分金の増並びに資源物売り払い単価の増に伴う負担金の減とあわせ、廃棄物処理施設の災害復旧事業分に係る負担分について補正するものであります。

5款労働費1項2目労働諸費につきましては、重点分野雇用創出事業の実績等に伴い減額するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴う減額及び東日本大震災で被害を受けた農業生産関連施設の復旧費について、宮城県より単独事業費補助金の交付決定を受けたことに伴い補正するものであります。

20ページをお開き願います。

4目農地費につきましては、東日本大震災の津波被害により水利費の徴収ができなかった富山第二排水機場の維持管理運転経費を補助するために、水利組合補助金を補正するものであります。

3項3目漁港管理費につきましては、東日本大震災に伴い磯崎漁港整備事業が休止となり、県営事業負担金等を減額するものであります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、重点分野雇用創造事業の精査及び中小企業振興資金融資等制度の利用者の融資額の減等に伴い減額するものであります。

22ページまでにわたります。

3目観光費につきましては、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生事業等について、実績等に伴い精査し、福浦橋災害復旧事業に対し、観瀾亭等特別会計へ繰出金を補正するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴い減額するものであります。

2項2目道路維持費及び3目道路新設改良費につきましては、災害復旧事業を優先することから実施できなかったため減額するものであります。

3項1目河川総務費及び4項1目港湾管理費につきましては、東日本大震災の影響により協会、協議会の負担金がなくなったことから減額するものであります。

5項3目公園管理費につきましては、避難所設置機関の指定管理料を減額するものであります。

24ページをお開き願います。

5目街路事業費につきましては、災害復旧事業を優先することから実施できなかったため減額するものであります。

6項1目住宅管理費につきましては、災害復旧事業を優先することから実施できなかったため減額するものであります。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、国の第3次補正予算に伴う消防団安全対策設備整備費補助金の交付決定により、消防団活動時における団員の安全確保及び町民の避難活動のために救命用ボート購入に係る経費を補正するものであります。

4目組合消防費につきましては、消防防災施設の災害復旧事業分に係る負担金について補正するものであります。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、外国語指導助手等人件費の精査に伴い減額するものであります。

26ページをお開き願います。

4項3目文化財保護費につきましては、瑞巖寺発掘調査事業が終了したことに伴い減額する

ものであります。

28ページをお開き願います。

11款災害復旧費4項1目その他公共施設公用施設災害復旧費につきましては、役場庁舎災害復旧詳細調査検討業務の成果を踏まえ、役場庁舎災害復旧実施設計業務を補正するものであります。

12款公債費1項1目元金につきましては、東日本大震災に伴い被害を受けた地方公共団体金融機構より融資を受けた財産について繰上償還が認められたことから補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税4項1目町たばこ税につきましては、販売本数がふえる見込みとなるため増額するものであります。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、今年度の宮城県からの交付見込み額通知により精査し、補正するものであります。

4ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、今年度の交付実績見込みにより精査し、減額するものであります。

11款地方交付税の特別交付税につきましては、今年度の交付実績見込みにより精査し、補正するものであり、震災復興特別交付税につきましては、町税の減免分及び災害復旧事業等を精査し、減額するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、災害弔慰金等支給事業に係る財源が国より示されたことに伴い、事業実績に合わせて民生費県負担金へ財源更正するものであります。

2項1目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害廃棄物処理事業に対するものであります。

4目教育費国庫補助金につきましては、瑞巖寺発掘調査事業に対するものであります。

3項3目教育費委託金につきましては、12月補正予算におきまして、16款県支出金2項8目教育費県補助金に協働教育プラットフォーム事業費補助金を計上しましたが、文部科学省の委託事業として学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業として採択し実施したいとの連絡が国からあり、今年度については国の委託事業に組み替えするものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金の災害救助費負担金の災害弔慰金等負担金及び住宅応急修理事業費負担金並びに埋火葬費等給付事業費負担金につきましては、歳出でご説明した事業に対するものでありますが、東日本大震災発生後、避難所設置及び炊き出しに係る費用並びに震災対応時の職員時間外手当等について財源措置されることから、災害復旧費負担金を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

2項5目農林水産業費県補助金の農業生産復旧対策事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました農業生産復旧対策事業に対するものであります。

11目消防費県補助金につきましては、歳出でご説明しました救命用ボート購入事業に対するものであります。

3項4目教育費委託金につきましては、第二小学校及び第五小学校で実施しております留守課程学級が宮城県の放課後子ども教育推進事業として採択されたことに伴い、補正するものであります。

18款寄附金1項1目一般寄附金のふるさと寄附金につきましては、今年度ふるさと寄附金として寄附いただいたものについて補正するものであります。

19款繰入金2項4目特別事業導入事業基金繰入金につきましては、基金の町負担分について基金廃止に伴い、繰り入れするものであります。

5目震災復興基金繰入金につきましては、復興支援定住促進事業及び一部損壊住宅修理補助事業並びに災害時災害費寄附金として震災復興基金へ積み立てした中から台湾の団体より寄附をいただいた分について、福浦橋の災害復旧事業に役立てていただきたい旨を受け、観瀾亭等特別会計へ繰り出すものであります。

8ページをお開き願います。

22款町債5項災害復旧債につきましては、台風15号災害復旧実施設計業務に対するものであります。

その他の歳入につきましては、事務事業の精査及び額の確定に伴い、今回補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金へ積み立てするものであります。

本文の5ページをお開き願います。

復興支援定住促進事業ほか8事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰り越すものであります

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第18号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第18号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第18号

平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,824万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,511万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第18号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費及び高額療養費の精査並びに保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定、療養給付費等負担金の確定に伴う返還金等について補正するものであります。財源につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金等を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第19号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第19号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第19号

平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,825万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,814万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第19号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料額等の精査に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、東日本大震災による医療費の一部負担金免除等についての広報等経費に対する後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例事業費補助金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第20号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第20号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第20号

平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第6号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,308万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,623万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2条 繰越明許費」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第20号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費の精査及び前年度介護給付費の精算に伴う国・県負担金返還金等並びに東日本大震災に係る介護保険料の減免、利用者の負担免除等について補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金及び一般会計繰入金等を補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、介護保険システム改修事業について、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第21号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号)について(朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第21号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第21号

平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度松島町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ428万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 日程第21、議案第21号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護予防支援事業収入を精査し、介護予防支援事業業務委託料を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第22号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第22号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第22号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,468万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,517万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2条 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第4表 地方債補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第22号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税の今年度の中間納付額の確定及び各事務事業を精査し、歳入につきましては、観瀾亭及び福浦橋の事業収入の実績見込みに伴う減並びに福浦橋災害復旧事業に対する地方債一般会計繰入金を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、福浦橋災害復旧事業について、年度内の完了が見込めないため繰り越しをするものであります。

なお、詳細につきましては後ほど担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私の方から主要事業説明資料に基づきまして、補正予算の主なものを説明いたします。

福浦橋券売機等リース事業でございますが、予算で計上しました通行券及び食券の券売機のリース料につきましては、福浦橋の本復旧工事に伴いまして通行券等の券売を窓口対応にて行いましたので減額補正するものであります。

なお、詳細につきましては①の事業内容のとおりであります。

次に、震災により使用不能となった券売機のリース料の話合いの経過並びに結果について、

次ページの資料に基づき説明いたします。

1のこれまでの経緯でございますが、福浦橋券売機が平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波により被災し使用不能となっております。当該券売機につきましては、町とリース会社の間で賃貸者契約を締結しており、被災した券売機の取り扱いにつきましてはこれまで数回リース会社と話し合いを行っております。当初、リース会社側からは契約書に特約明記事項が明記されておりましたが、実際に券売機を購入しており、契約における残存期間分の賃借料を違約金として支払ってもらう必要があると主張されております。

契約の内容につきましては次のとおりであります。賃貸借の物件につきましては券売機2台でございます。設置場所につきましてはカフェベイランドでございます。賃貸借期間につきましては、平成22年7月1日から平成27年6月30日までの60カ月でございます。賃借料につきましては月額3万8,073円、期間枠では228万4,380円でございます。町では、契約書に特約事項が明記されていないことから、この場合の取り扱いにつきまして顧問弁護士に相談しております。東日本大震災の影響により賃借物が損傷または滅失した場合の取り扱いにつきましては契約に特約事項がない限り、民法第536条を根拠に対応することを、平成23年12月13日、町顧問弁護士から以下により指導されております。

1といたしまして、町が締結いたしました賃貸借契約には特約事項が明記されていないことから、民法に基づく対応となる。

2といたしまして、民法第536条では、不可抗力により賃借物が滅失した場合はリース会社の負担になることから、契約期間に残存期間があってもその分の賃借料は一切支払う必要はない。

3といたしまして、3月11日の大震災により券売機が滅失した段階で本賃貸借契約は終了したことになる。

4といたしまして、既に支払った場合はリース会社に対して不当利得を理由に返還させる必要があると。リース会社へは平成23年4月に前払金として23年4月分から同年9月分までの賃借料22万8,438円を支払ってございます。

3、その後の対応でございますが、平成23年12月20日、町顧問弁護士の指導によりましてリース会社に対しまして賃貸借契約福浦橋券売機の終了と、既に前払いした賃借料の返還について配達記録付郵便で通知してございます。

2といたしまして、平成24年1月10日にリース会社から返還金の理由を確認しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第23号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第23号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第23号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第7号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,495万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億341万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第23号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、地方公共団体金融機構被災繰上償還及び各事務事業の精査に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、長田第2雨水ポンプ場電気機械設備更新工事ほか2事業につきましては、年度完了

が見込めないために繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第24号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第24号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第24号

平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 平成23年度松島町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度松島町水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款水道事業収益、既決予定額5億4,565万4,000円、補正予定額290万4,000円、計5億4,855万8,000円。

第2項営業外収益、既決予定額2,772万8,000円、補正予定額290万4,000円、計3,063万2,000円、上記以外の予算、既決予定額5億1,792万6,000円、補正予定額ゼロ、計5億1,792万6,000円。

支出。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額5億9,853万2,000円、補正予定額△1,600万円、計5億8,253万2,000円。

第1項営業費用、既決予定額5億6,513万3,000円、補正予定額△1,100万円、計5億5,413万3,000円。

第2項営業外費用、既決予定額2,839万9,000円、補正予定額△500万円、計2,339万9,000円。上記以外の予算、既決予定額500万円、補正予定額ゼロ、計500万円。

第3条。予算第4条本文中3,757万8,000円は、減債積立金とりくずし額1,732万円、過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額468万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,557万円を、3,357万8,000円は、減債積立金とりくずし額1,732万円、過年度分消費税及び地方消

費税、資本的収支調整額468万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,157万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款資本的支出、既決予定額3,757万9,000円、補正予定額△400万円、計3,357万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額2,025万9,000円、補正予定額△400万円、計1,625万9,000円。

上記以外の予算、既決予定額1,732万円、補正予定額ゼロ、計1,732万円。

第4条。予算第5条に次の債務負担行為を追加する。事項。積算システムリース、期間平成年度から平成26年度まで。限度額178万8,000円。棚卸資産購入限度額。

第5条。予算第8条中893万3,000円を154万8,000円に改める。

他会計からの補助金。

第6条。予算第9条中2,694万5,000円を1,974万3,000円に改める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第24号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴い、水道施設災害復旧事業に対する国庫補助金を計上し、及び一般会計繰入金精査による減額、また支出においては、広域水道料金の減免による受水費の減額、配水管実施設計業務に係る委託料の執行残額の減額等を補正するものであります。これにより、収益的収入総額を5億4,855万8,000円に、収益的支出総額を5億8,253万2,000円に、資本的支出総額を3,357万9,000円とし、資本的収支不足額の補てん財源を減債積立金とりくずし額1,732万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,157万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、皆様にお諮りをします。これから、議案第25号から議案第33号まで一括議題として取り上げるわけですが、ここで休憩をとってよろしいでしょうか。昼食休憩に入りたいと思いますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは少し早いのでありますが、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、皆様にお諮りをいたします。日程第25、議案第25号から日程第33、議案第33号までは、平成24年度各種会計予算についての議案であり、町長の施政方針もございますので、一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第25 議案第25号から日程第33 議案第33号

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第25号から日程第33、議案第33号までを一括議題とします。議案の朗読を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第25号

平成24年度松島町一般会計予算

平成24年度松島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第26号

平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算

平成24年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,632万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第27号

平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,141万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第28号

平成24年度松島町介護保険特別会計予算

平成24年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,114万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第29号

平成24年度松島町介護サービス事業特別会計予算

平成24年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ515万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第30号

平成24年度松島町観瀾亭等特別会計予算

平成24年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,822万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第31号

平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

平成24年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第32号

平成24年度松島町下水道事業特別会計予算

平成24年度松島町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,504万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第33号

平成24年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 5,500戸
- (2) 年間総給水量 212万6,410立方メートル
- (3) 一日平均給水量 5,826立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益 6億1,432万8,000円。

第1項営業収益 6億1,394万9,000円。

第2項営業外収益 37万9,000円。

支出。

第1款水道事業費用 5億8,625万円。

第1項営業費用 5億6,622万5,000円。

第2項営業外費用 1,502万5,000円。

第3項予備費 500万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出

額に対し不足する額9,131万3,000円は、減債積立金とりくずし額1,790万円、過年度分損益勘定留保資金7,341万3,000円で補てんするものとする。

収入。

第1款資本的収入 360万1,000円。

第1項負担金 360万1,000円。

支出。

第1款資本的支出 9,491万4,000円。

第1項建設改良費 7,701万4,000円。

第2項企業債償還金 1,790万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水道料金システム機器リース、期間は平成25年度から平成29年度まで、限度額1,250万円。

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,673万3,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、546万3,000円と定める。

平成24年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長(櫻井公一君) 議案の朗読が終わりました。

これより町長から、平成24年度各種会計当初予算提案に当たって、趣旨説明、施政方針を受けます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋健男君) 本日、平成24年3月の松島町議会定例会が開催され、平成24年度の各種会計予算案を初め、関係諸議案をご審議いただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は巨大地震と大津波によって甚大な被害を

本町を含む宮城県沿岸部の市町にもたらしました。4月7日の余震ではさらに被害が拡大いたしました。あのときから間もなく1年を迎えようとしております。震災の犠牲となられた方々に対し謹んで哀悼の意を表します。

震災後の混乱時には町民のだれもが受け入れがたい目の前の現実と直面し、先の見えない不安と戸惑いを抱えていました。こうした中、国の内外から差し伸べられたさまざまなご支援は私たちの心の支えとなり震災に立ち向かっていく勇気を与えてくれました。

この1年は本町にとりましてもかつて経験したことのない試練の連続でありました。こうした中で町民一丸となって復旧に取り組んでまいりました。特に被災者の方々、各種団体、地域の関係者の方々にご努力に深く敬意と感謝を申し上げます。

本町の復興にはさまざまな取り組みが必要となりますが、この震災を機に10年、20年後を見すえた発展的復興にしっかりと取り組んでまいります。

本年度は復興元年ともいえる年で、本町にとって新しい歴史を刻むスタートの年であります。昨年12月に本町の復興と震災を機に新しい松島の創造、そして近隣市町や広域的な市町村との相互支援の強化により災害時に貢献できる仕組みづくりを柱に、松島町震災復興計画を策定いたしました。この震災復興計画では、施策の柱に安全・安心の復旧と復興と創造的なまちづくりとして「都市基盤の復興」、町民の命と生活を守る防災のまちづくりとして「生活の復興」、宮城・東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくりとして「産業・観光の復興」を掲げ、この震災を機に国の復興支援制度に最大限に活用しながらさらに魅力ある松島を目指した創造の各種施策に取り組んでまいります。

本年度は災害復旧・復興事業を優先して取り組んでまいります。従来から取り組んできた定住化の促進課を図り、さらには本町が東北の観光の復興に向けた先導的な役割りを果たせるよう観光と主要産業の復興、発展に取り組んでまいります。

また、この震災を教訓として災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。さらに、長期総合計画でのこれからのまちづくり、住み続けるまち、行ってみたいまち松島の礎を築けるよう、新たな決意と覚悟をもって各施策に取り組んでまいります。

本町の財政状況につきましては、震災による町税収入の大幅な減少が見込まれる中ではありますが、国の交付金等の財政支援を活用し、本年度の予算規模は前年度と比較して一般会計24.6%増、特別会計10.9%増、水道事業会計4.5%増で編成いたしました。本予算の執行に当たりましては、早期に復旧、復興を成しとげるための事業推進を図りながら、将来世代に負担を先送りしないためにも効率的な行財政運営を今後も徹底し、事業の選択と集中を図りな

がら、町民の皆様が将来に希望を持ち安心して暮らせる松島町の実現に向け全力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、本年度の主要施策につきまして、長期総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

「自然に恵まれた住み心地のよいまちづくり」についてでございます。

日本三景松島の自然を背景に、各地区の均衡ある土地利用を推進し、町の防災対策の強化や都市骨格の復旧・復興整備を重点的に進め、定住できるまちづくりを推進してまいります。

本町に押し寄せた津波は東松島市の海岸部を乗り越え早川漁港の周辺では入り江になっている地形条件から、背後地の住宅地や農地が甚大な被害を受けました。また、市街地でも津波により公共施設や観光施設が大きな被害を受けたほか、地震に伴う地盤沈下で海水の流入や雨水の排水不良が発生し、日常生活や観光振興上の問題となっています。都市基盤の復旧に当たっては、1日も早い安全・安心な生活、産業環境を取り戻すため、国や宮城県、さらには隣接市町村との連携により、道路、防潮堤、雨水対策等の早期復旧を図りながら松島の歴史や風土にふさわしい発展的な復旧による都市機能の回復を進めてまいります。住宅地につきましても現地での再建が基軸になることから、ハードの施設整備とソフトの避難対策の組み合わせにより、海岸及び河川の沿岸部における津波対策の強化を図ってまいります。土地利用につきましては、震災を契機に定住促進と企業誘致に向け、仙塩広域都市計画及び震災復興計画を踏まえ、インターチェンジ周辺など交通利便性にすぐれた地域において、震災により被災した企業の受け入れも可能な産業系や住宅系の土地利用を推進してまいります。本町の再生と創造に向け、従前市街地の再整備と新市街地の計画を目指し、新たな意気込みをもって取り組んでまいります。

自然環境保全につきましては、太陽光発電システムやLED設備の導入を積極的に推進するなど、エネルギーの消費を必要最小限にとどめるための施策を町民の皆さんと一緒に考え実施してまいります。

また、廃棄物抑制の意識改革として実施してきた一般廃棄物の3R、発生抑制、再使用、再生利用についても継続して推進してまいります。

河川につきましては、事業中であります高城川の改修について、震災復旧・復興予算を集中的に投下し、松島橋から上流部の改修工事の早期完成がなされるよう引き続き宮城県に強く要望してまいります。

港湾につきましては、松島港について震災の早期復旧を宮城県に対し強く要望するとともに、

震災復興計画で検討している松島港周辺計画の実現を図るため宮城県と協議を進めてまいります。

住宅につきましては、震災で被災した住宅が多数あることから、今後の地震に備えるためにも木造住宅の耐震診断、耐震改修工事助成事業の継続した取り組みを行ってまいります。

また、震災で被災した一部損壊住宅に対して修理費用の一部助成を引き続き実施してまいります。

定住対策につきましても、震災を契機に定住促進と企業誘致に向けた具体的な事業を早期に構築し積極的に取り組んでまいります。

また、継続事業として復興支援定住促進事業補助金制度を引き続き実施することにより、町外への人口流出を防ぎ、他地域からの移住促進を図るとともに、若い世代の定住を促すため、子育て支援施策と教育施策を充実させ、安心して子育てができる町をPRしてまいります。さらに、松島の暮らしに魅力を感じて町内で活躍する若い世代の方々が定住に関して話し合える場を設け、専門家を交えながら本町の魅力を発信する手法を検討するとともに、定住促進に関するネットワークづくりを進めてまいります。

上水道につきましては、町民に良質な水を安定供給するため検査を徹底して水質基準を維持するとともに、震災復興計画に基づき震災による被害や施設の老朽化の状況を踏まえ、二子屋浄水場を基本設計、配水管敷設がえなど水道施設の更新や改良事業を実施し、ライフラインの確保、機能の充実に努めてまいります。また、健全な経営を図るため、収入の確保と更なる経費の節減に努めながら効率的な運営を進めてまいります。

下水道事業の汚水対策につきましては、震災による管渠等の災害復旧を実施するとともに、浄化センターの長寿命化計画の策定を行い、老朽機器の更生工法等のより計画的な施設の保全を図り適切な運転管理で快適な生活環境を提供してまいります。

また、雨水対策につきましては、震災による地盤沈下に伴う松島海岸、高城浜等の沿岸部の災害復旧・復興事業を実施するとともに、高城雨水ポンプ場機器更新並びに迎山地内雨水路整備事業等、各排水施設の保守保全の徹底により内水排水に万全を期し、大雨などによる浸水被害防止を図り暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路事業につきましては、震災で被災した道路及び橋りょうの早期復旧に努めてまいります。また、都市計画道路根廻磯崎線等の道路整備事業について早急な整備を図り、災害時の物資輸送道路及び避難道路の確保に努めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備につきまして、国道45号の松島海岸地区の歩道整備事業は国土

交通省により各区の用地買収が進んでおり、本年度は第一小学校前の歩道橋改修工事が実施されますが、引き続き早期完成に向けて関係機関に強く要望してまいります。また、初原バイパス工事については平成24年度に完成する予定ですが、延伸計画の実現についても宮城県に対し引き続き強く要望してまいります。さらに、主要地方道仙台松島線の整備及び国道45号の渋滞対策、大型車混入率の低減対策もあわせて強く要望してまいります。

公共交通につきましては、震災で被災し不通となっているJR仙石線について、高城町駅、陸前大塚駅間については全行ルートで復旧が進められる予定であり、これらの早期実現に向けて仙石線整備促進期成同盟会や仙石線石巻線復興調整会議の場で働きかけを行ってまいります。また、町営バスにつきましては、小学生の通学に要する使用料の一部見直しを図り、子どもたちが安心して通学しやすく利用しやすい生活環境の整備を推進してまいります。

情報通信につきましては、このたびの震災でもその重要性を再認識しております。インターネットを初めとするこれまで構築してきた情報システムなどの効果的な活用、防災情報のさらなる機能強化を図るとともに、広報紙などによる調整や観光の情報提供の充実を図りながら、平時には観光や定住の情報を積極的に発信し、交流人口の拡大を図っていくとともに、非常時の情報伝達の仕組みの向上を図ってまいります。

交通安全につきましては、高齢者並びに交通弱者に対し事故防止活動を積極的に行ってまいります。また、交通事故のもう一つの要因である飲酒運転根絶に関する啓発運動を飲食店や宿泊施設を通じて実施し、安全で快適な交通環境づくりを目指し、諸対策の啓発、推進を行ってまいります。

消防、防災につきましては、本年度地域防災計画を全面的に見直してまいります。震災での検証と教訓を生かし、災害時の避難対策に加え風水害の避難対策も含めたマニュアルを作成し防災に強いまちづくりを図ってまいります。

また、災害発生後、消防団やボランティア活動、さらに県内外の自治体などから多くの人的な支援をいただきました。そうした中で得た貴重な経験を財産とし、県内外で活動できるような本町のボランティア組織づくりを検討し、社会福祉協議会と連携を密にしながらこれからの防災まちづくりの重点課題としてしっかりと位置づけてまいります。

さらに、自主防災組織が町内全域で立ち上がるように、小学校児童と自主防災組織との合同訓練を通して防災への意識向上を図るとともに、被災時の対応などを検討してまいります。

また、災害時の情報伝達システムとして、町民並びに観光客に対しメールシステムを利用した災害情報の発信や、情報伝達システムとして衛星電話などを活用した整備を行い、情報収

集、伝達システムの確立を図ってまいります。また、消防団車庫や備蓄倉庫の建設、避難路の整備等災害時の避難が円滑にできる環境づくりを推進します。

防犯につきましては、学区内などで発生している不審者対策として安全・安心推進会議を通して、町民全体の目で常に監視する取り組みを目指します。また、犯罪の傾向、犯罪情勢の把握分析など地域の地理的な課題について警察等の指導も含め、町の関係機関が一つになって安全なまちづくりに取り組んでまいります。

「健康で互いに助け合い、心の通い合うあたたかいまちづくり」についてでございます。

少子高齢化社会が進展している中で健康でいきいきと生活でき、安心して子育てができる環境づくりが大切と考えております。保健、医療、福祉、社会保障の充実を図り、だれもが快適に暮らしていける町を目指し、また、地域の中で互いが支え合える環境づくりを推進してまいります。

保健・医療につきましては、松島町健康プラン及び第4次松島町母子保健計画に基づき、健康の保持増進と疾病予防を図るため各種事業を展開してまいります。本年度から、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部助成を実施し、また、がん検診推進事業につきましても引き続き実施することにより受診率向上や疾病の予防を図ってまいります。

また、震災から1年が経過し、震災後の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の対策が再度必要な時期になってくると思われまます。本人が自分の心の問題に気づかないこともあるため、町内関連機関と連携をとりながら自己チェックリストやパンフレットを配布するなど、心の健康の啓蒙普及に努めてまいります。さらに、本年度は自殺対策緊急強化事業補助金を活用し、借り上げ住宅入居者等を対象に健康調査、健康相談を行い、心身のケア、自殺予防の事業を展開してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域住民の一人一人の思いやりがきずなとなって町民みんながつながり合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政区、自主防災組織、ボランティア団体等と協議して防災の考え方も合わせたよりよい仕組みづくりを検討したいと考えております。あわせて、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、高齢者が住みなれた地域で元気で自立した生活が送れるよう支援してまいります。

また、本年度はねりんピック宮城・仙台2012が開催されます。当初予定されていたサッカー競技の開催地が震災により甚大な被害を受けたため本町と利府町での合同開催となりました。開催中は全国から多くの方々が本町に訪れるため、復興が順調に進み、活気を取り戻しつつある本町の姿を全国にアピールできるものと思います。おもてなしの心を忘れず、

記憶に残る大会になるよう努力してまいります。

児童福祉につきましては、乳幼児医療費助成事業を本年度10月より子ども医療費助成事業に改め、入院対象年齢を15歳に達する日の属する年度末まで拡大することにより、子育て世帯における医療費負担の軽減を図ってまいります。

また、次代を担う子ども一人一人を社会全体で応援する観点から、子ども手当を平成22年度より中学校修了までの児童を対象に支給しておりますが、引き続き実施することにより子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、次世代育成支援行動計画後期計画の主な施策であります公立保育所での一時保育について、磯崎保育所にて実施してまいります。本町が今後進めていく子育て支援施策の目標について、後期計画に基づき一步一步着実に進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるよう努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づく給付事業、地域生活支援事業を実施してまいります。また、障害者自立支援法の一部改正に伴い、本年度より発達障害者を法律上明示することが決定されたことから、発達障害を持つ子どもや保護者への支援として臨床心理士や言語聴覚士による相談窓口を希望園に開設し、子ども発達状況や療育方法などさまざまな相談に応じ、障害への適切な理解と通常の社会生活を送ることができるよう支援してまいります。さらには、重度の障害を持つ方などへの外出支援として福祉タクシー並びに燃料助成を継続して実施するなど、障害者の社会参加、自立促進に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、保険事業の健全な運営を目指し、被保険者が適切な医療等を確保できるよう適正な給付管理を実施してまいります。また、被保険者が特定健診、特定保健指導を積極的に活用して生活習慣病の予防、重症化予防を図り、健康的な生活を送ることができるよう体制づくりに努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、国において制度の変更が検討されておりますが、現段階では宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられています。町で行う事務である各種申請、届出の受け付け、保険料の徴収などについて、広域連合と連携を図り、高齢者の身近な窓口として適正に行うよう努めてまいります。

介護保険につきましては、平成12年度の介護保険制度の開始以来、介護保険の利用者数やサービス提供事業者が大幅に増加するなど制度は着実に定着しております。本町におきましても介護サービスを利用しながらできるだけ住みなれた地域で日常生活が送れるよう支援をしてまいります。

また、松島町高齢者福祉計画及び第5期介護保険計画の策定に際し、心身共に健康で自立した生活が実現できるよう介護予防の観点に立った施策を推進するとともに、適正な給付管理及び介護保険料の徴収などの事務が円滑に行われるよう努めてまいります。

介護サービス事業につきましては、要支援認定者に対し介護予防サービス計画を作成し、可能な限り自立した生活ができるよう支援してまいります。

「松島町の個性を大切に作る心美しいまちづくり」についてでございます。

松島が持つ歴史・文化、自然、産業を生かした教育、生涯学習を推進して個性豊かな人づくりを目指します。また、地域を知ることから松島を愛する住民の心を育て、松島のまちづくりを推進してまいります。

本年度は、松島町教育基本方針に基づき、生涯学習、スポーツ振興を推進し、震災に負けない、優しくたくましい児童生徒の育成を図ってまいります。

また、本年度末までに本町における今後10年間の教育基本方針となる松島町教育振興基本計画を策定し、松島の歴史・文化を生かした生涯学習の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、すこやかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむよう、幼・中・小の連携のもと、学力向上、食育、体力向上を進めてまいります。学校の安全・安心な教育環境の充実のため、松島中学校体育館改修事業を実施し、教育環境の整備を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進し、関係機関の協力のもと、松島防災学を充実させ、災害に強い子どもたちを育成してまいります。

また、小学校におきましては、10歳の年齢を2分の1成人式として意味づけ、成長への感謝とともに将来への夢や希望を抱き、意欲をはぐくむ取り組みを実施し、記念品として国語辞書を贈呈することにより国語力の向上も図ってまいります。

さらに、学力向上の先進地である秋田県に学ぶ取り組みとして、にかほ市教育委員会との学力向上交流授業を実施し、指導力向上に努めるとともに、家庭における教育力の向上として保護者講演会を開催してまいります。このように、小中学校の学力向上にしっかりと取り組んでまいります。

学校給食につきましては、たくましく健康な子どもたちの育成を図るため、安全な休職の提供、ふるさと食材を生かした食育の推進を実施してまいります。また、小学6年生と中学2年生を対象に低年齢期の成人病早期発見のためLDLコレステロール検査を新たに実施し、健康な体づくりに努めてまいります。

震災に伴う支援につきましては、被災家庭の幼稚園授業料の減免及び就学援助事業を継続

して実施し、心のケアの充実にも努めてまいります。また、震災により給食センターが被災した七ヶ浜町への支援として学校給食支援を引き続き実施してまいります。

社会教育につきましては、地域住民の価値観の多様化、少子高齢化の大きな社会変化の中で地域に根差した取り組みや幅広い世代との交流を通じた活動の支援、地域力の向上が図れるよう推進し、自主グループなどの学習成果を発表する場をつくるとともに、子どもたちにすぐれた芸術鑑賞の機会を設けてまいります。

また、年間5万人ほどの利用者がある中央公民館につきましては、芸術文化振興の拠点として大集会室に文化ホールの機能を持たせることにより、利便性、活用性の機能向上を図るため大規模改修工事に着手します。

スポーツ振興につきましては、松島町スポーツ振興基本計画に基づいた幅広い町民の元気をはぐくむスポーツ振興の理念に基づき実施してまいります。

子どもの体力向上の取り組みといたしましては、体力低下が著しく、根本的な体力の向上を図ることが必要であるため、幼稚園、保育所を中心とした低年齢からの体力向上事業として、コーディネーショントレーニングや運動の楽しさを教えるキッズスポーツレッスンなどを実施してまいります。

高齢者等の健康寿命の延伸としましては、町内で実施されるスポーツ大会の際に、スポーツ推進委員が準備段階から積極的に参加することにより、だれでも楽しく気軽に参加できるような環境づくりを推進してまいります。

松島からのスポーツの発信としましては、町内のスポーツ団体と協働し、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会など全国的なイベントを積極的に支援してまいります。また、各種プロスポーツのアスリートを招き、子どもたちのスポーツへの意識の高揚を図り、する、見る、支えるを実践してまいります。

運動公園施設や温水プール美遊につきましては、子どもから高齢者まで多くの町民の健康維持、増進を図る上で重要な施設として位置づけしており、楽しく使いやすい施設となるよう努めてまいります。

「歴史・文化、自然、人を生かした観光のまちづくり」についてでございます。

観光都市につきましては、震災の影響で観光客が減少しており、復興には時間も要することとも考えられます。町といたしましては、その状況を踏まえ、新たに観光振興計画を策定し、今後の観光の創造とさらなる発展を目指し、大きな戦略とプログラムを策定することで本町の観光の再生を目指してまいります。

また、安全・安心な観光地づくりを通じた観光客の回復と国際化に向けた観光づくりや地産地消と観光の連携をより強化する観光地づくり、説明案内板設置などを通じた観光客に優しい歩行系ネットワークづくりを本計画により推進してまいります。

さらに、観光による地域活性化の観点から、町が有する歴史や文化、風土を生かし、防災の取り組みと景観形成を調和させるよう復興まちづくりを推進してまいります。そして、松島の観光がいち早く震災から立ち直り、他被災地へのけん引役になれるよう、松島の歴史・文化、自然、産業などの価値を改めて確かめ発展的な復興により、魅力に溢れ、訪れてみたい松島を創造してまいります。

さらに、地域住民、商業観光業、農業、漁業に関係する方々がそれぞれの立場で観光に携わっていただける仕組みづくりを推進してまいります。また、松島町の豊かな自然と文化の継承と創造を図り、国際観光地としての復興、そして創造、震災で結びつきのできた全国各地域との交流の拡大を基軸にしたまちづくりを進めてまいります。

交流事業につきましては、平成25年春、4月から6月に宮城県において、仙台・宮城ディスプレイキャンペーンの開催が決定されており、本年度はプレキャンペーンに取り組んでいくことや、伊達な広域観光圏の6市5町、仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市、奥州市、一関市、利府町、南三陸町、平泉町、最上町、松島町などでの取り組みを行い、松島の魅力を町内外に広く情報発信し、観光客の受け入れ態勢の連携などを通して滞在型観光地としてのエリアづくりを推進してまいります。

また、秋田県にかほ市との夫婦町締結25周年を記念し、8月に記念事業を実施し、さらに交流と連携を深めていくとともに、日本三景を初め、震災で結びつきのできた地域も含めてスポーツ、観光、文化交流などを積極的に進めてまいります。

国際観光につきましては、この震災により東北地方が国内外で注目度が増していることを一つのチャンスととらえ、松島のさらなる国際化に向けて国際交流協会を初めとする各種団体と協力しながら取り組みを推進してまいります。

また、世界の31湾で構成されております「世界で最も美しい湾クラブ」への加入に向けた取り組みを初め、諸外国との交流事業を観光業界や各種団体と連携しながら推進するとともに、海外のマスコミなども活用しながら復興状況を発信し、世界を意識した観光地づくりを図ってまいります。

さらに、松島の食や松島温泉による誘客促進を図り、松島ももっともっとPR事業を引き続き推進し、松島の特産品の紹介や観光情報提供を積極的に行い松島の魅力向上に努めてまい

ります。

文化財保護につきましては、震災に伴う特別名勝松島の復興事業において、生活、生業、安全の確保などを考慮しながら、現状変更手続の指導を行ってまいります。また、被災した指定文化財の修復に向け、早急に震災前の原状に復するよう支援を行い、多くの町民や観光客に公開してまいります。

文化財の活用につきましては、小学校の総合的な学習の時間などを利用し、子どもたちに町の歴史、文化の学習の機会として文化財教育を実施してまいります。

また、昨年実施された瑞巖寺本堂床下の発掘調査において、歴史的価値が高い円福寺の遺構が発見されました。このように、本町には数多くの文化遺産が存在しており、その情報発信を積極的に進め、観光の国際化や地域活性化に寄与できるよう活用を図ってまいります。

松島人、エネルギーが躍動するまちづくりについてでございます。

震災から力強く立ち上がるためには今こそ松島人のエネルギーが必要となります。各産業の活性化を図り、行政、産業人、町民が一体となって未来に向けたまちづくりを進める必要があると考えております。

地産地消の取り組みにつきましては、まつの市や産業まつりの開催に合わせ、地域食材として環境保全米や松島白菜のさらなる売り込みを推進するとともに、JA仙台松島支店、担い手農家などで取り組む食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業へ積極的に参画、支援してまいります。この事業では、古代胚芽米を使用して米油の採算性の検討、菜の花、綿花の栽培と商品化へ向けた取り組み、点滴灌水システムによるトマト、イチゴなどのハウス栽培を行うなど農林水産物の観光資源化への取り組みを行ってまいります。

また、学校給食で地場産食材の利用を推進、支援をするとともに、町内外の各種イベント等において地場産品の宣伝販売を推進し、農商工連携による農林業の高付加価値化を進めてまいります。さらに、震災で被災した地域農業の復興を図るために、農業団体組織、農業者が一体となって取り組んでまいります。

農林業につきましては、農業生産の効率化を図るため、圃場整備事業を実施地区を中心に水稲、大豆生産における担い手に対し、農地の集積や効率的利用を推進してまいります。また、自給率の向上と水田農業の経営安定を図るため、担い手農家と集落営農組織への支援、育成を関係機関とともに行ってまいります。

さらに、震災で被災した地域農業の復興を図るため、地域での話し合いに基づいて経営再開マスタープランを策定し、地域の中心となる経営体や農地集積に必要な取り組みなどを支

援してまいります。

県営農業農村整備事業につきましては、圃場整備事業の土手外地区、下志田地区で引き続き整備が進められ、銭神地区灌がい排水事業の測量設計及び高城川揚水機場等更新工事並びに不來内排水機場更新事業の計画策定が実施されます。また、震災で被災した農業用施設野復旧につきましても取り組んでまいります。

松くい虫防除事業につきましては、宮城県及び特別名勝松島地域の関係自治体と連携して空中散布、地上散布及び伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止と島々などの景観保持に努めてまいります。

林業振興事業につきましては、自然とのふれ合いを大切にしたふるさとづくりを視点とし、森林機能の回復と確保を図るため、事業者に対し継続的に支援してまいります。また、竹林の整備と松島産タケノコのブランド化について関係機関と協力しながら推進してまいります。

水産業につきましては、震災において宮城全体で甚大な被害を受けた中、本町では種カキが幸いにも4割の残存率を確保することができました。水産業者も逆境の中で復旧・復興に向けて大きな努力を重ねてまいりました。このことは、宮城県の水産業の復旧・復興にとって力強い希望の光となったものと思っております。本年度は新たな気持ちで全面復活に向けて取り組むこととしております。

また、アサリの生産については、津波により漁場が被災していることから、アサリの資源回復と漁場修復を関係機関と協力しながら進めてまいります。

漁港につきましても震災により未曾有の被害を受けました。漁港の復興は町の重点事項と位置づけております。宮城県管理の磯崎漁港は平成23年度の整備を休止し震災による被災箇所を早期復旧に取り組んでまいります。また、町管理漁港につきましても早期復旧に向け全力を挙げて努力してまいります。

商工業につきましては、合併した利府松島商工会において、利府町との商工連携や観光連携面でも行政間との連携を強化してまいります。

中心市街地活性化対策につきましては、震災以降のさまざまな支援制度の活用を検討しながら、活気のある商店街の再生を図ってまいります。さらに、引き続き商店経営者に対する設備資金と運転資金等の融資あっせんと、商工会事業への支援を行うとともに、観光業及び農林水産業等の関係団体等と連携を強化しながら各種事業を支援してまいります。

雇用対策につきましては、被災した求職者に対し国の緊急雇用創出事業などを有効に活用し、地域での雇用創出につなげてまいりますことと、企業立地を推進し国や宮城県とも連携しな

がら、本町の雇用環境の拡大を目指してまいります。

広域行政につきましては、広域的な連携の重要性が今回の震災でとても明らかになりました。従来の塩竈地区2市3町、また宮城黒川地方町村会及び東松島市を初めとした各広域行政協議会はもとより、今回の震災により結びつきのできた全国各地の自治体とも災害時における相互応援、サポート体制を充実させ、互いに貢献し合える仕組みの構築を図りきずなを強化しながら復興に取り組んでまいります。

平成24年度の当初予算の内訳でございます。

一般会計65億200万円、国民健康保険特別会計19億4,632万5,000円、後期高齢者医療特別会計1億9,141万1,000円、介護保険特別会計13億3,114万9,000円、介護サービス事業特別会計515万1,000円、観瀾亭等特別会計4,822万2,000円、松島区外区有財産特別会計153万7,000円、下水道事業特別会計11億6,504万2,000円、水道事業会計6億8,116万4,000円、合計で118億7,200万1,000円。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大変御苦労さまでした。

以上で、議案第25号から議案第33号までの提案理由の説明が終わりました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、3月5日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時57分 散 会